

1. 学資保険「はじめのかんぽ」 10歳払込済18歳(17歳)満期学資保険(H24) (保険料払込免除なし型)の発売について



株式会社かんぽ生命保険は、2026年10月1日から「10歳払込済18歳(17歳)満期学資保険(H24)(保険料払込免除なし型)」を発売※¹します。

従来は、保険料払込免除※²がある学資保険のみ取り扱っていましたが、新たに発売する学資保険(H24)(保険料払込免除なし型)では、契約者の告知が不要なため、現在当社の学資保険にご加入できない、健康状態に不安があるお客さま等の“教育資金を準備したい”というニーズにお応えします。

- ※1 当社の保険料払込免除なし型の学資保険は、2016年6月に販売を停止していましたが、現行の学資保険「はじめのかんぽ」のラインナップを拡充する位置づけで、リニューアルして発売するものです。
- ※2 契約者が、死亡したとき、または病気もしくはケガにより当社所定の重度障がい状態になったときは、その後の保険料の払い込みを免除します。

『学資保険「はじめのかんぽ」保険料払込免除なし型』のポイント

ポイント① 契約者の健康状態の告知が不要！

- 健康状態に不安のあるお客さま（契約者）も加入できます。

ポイント② 契約者の加入年齢制限なし！

- 保険料払込免除がある学資保険に加入できない年齢のお客さま（契約者）も加入できます。
- 例えば、66歳以上のお客さま（契約者）で、孫の教育資金へのサポートとしても利用できます。

ポイント③ 学資金の必要な時期に合わせられる！

- 17歳満期または18歳満期を選べます。

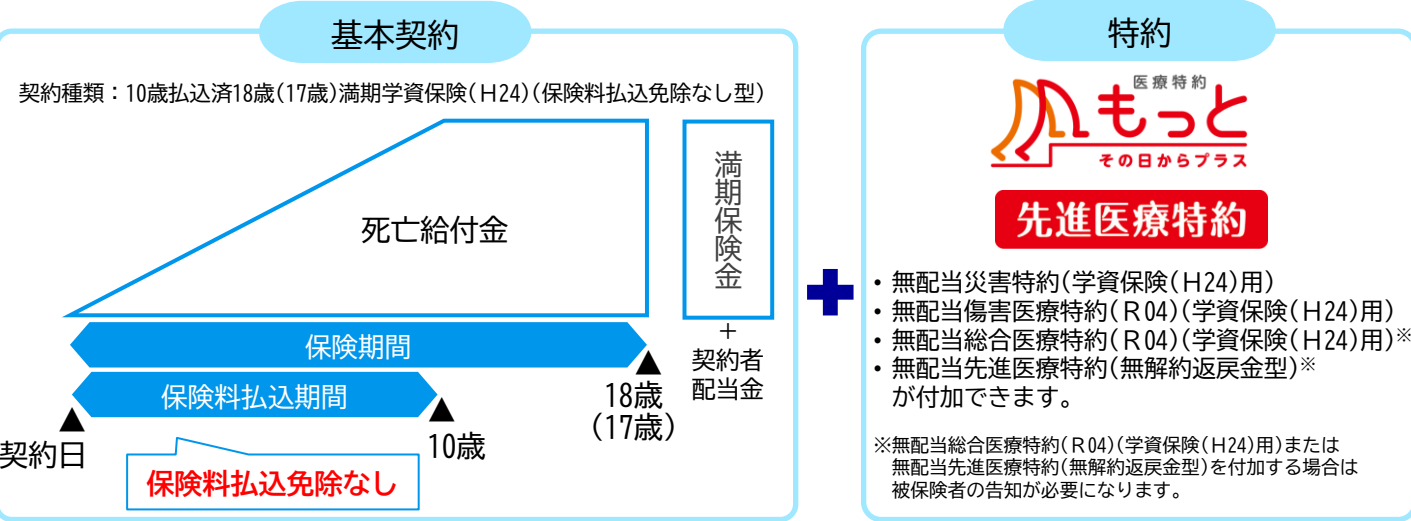
ポイント④ 医療特約を付加できる！

- お子さまの病気やケガへの備えとしてさらに安心をプラスできます。



学資保険「はじめのかんぽ」保険料払込免除なし型の商品概要

1. 仕組み図



2. 保障内容(基本契約)

種類	支払事由	支払額	受取人
満期保険金	被保険者の生存中に保険期間が満了したとき	基準保険金額	保険契約者
死亡給付金	保険期間中に被保険者が死亡したとき	次のうちいずれか大きい額 ア すでに払い込んだ基本保険料相当額 イ 基本契約の積立金(責任準備金)の額	

⚠ 契約者が、死亡したとき、または病気もしくはケガにより当社所定の重度障がいになったときでも、その後の**保険料の払い込みを免除しないタイプの商品です。**

3. 主な取り扱い内容

		保険料払込免除なし型	参考：保険料払込免除あり型 (10歳払込済18歳満期学資保険(H24))
加入年齢範囲	契約者	制限なし	18～65歳
	被保険者	0～5歳※1	
加入できる保険金額		50万円～700万円(10万円単位)	
告知要否	契約者	告知不要	告知要
	被保険者	告知不要※2	
出生前加入制度		取り扱いなし	取り扱いあり

※1 被保険者の加入年齢は、進学時期に合わせて学資金をお支払いするために、出生の日の直前の4月2日（出生した日が4月2日の場合はその日）に出生したものと計算します（1年未満の端数は切り捨てます。）。
（例）2月10日に出生した場合は、前年の4月2日に出生したものとみなします。

※2 特約を付加する場合は被保険者の告知が必要。

4. 保険料例

(例) 10歳払込18歳満期
基準保険金額300万円、
被保険者0歳加入（男性）
口座払込み

加入パターン	月額保険料	返戻率※1
基本のみ	23,640円	105.7%
特約※2を付加した場合	25,470円	98.1%

※1 基準保険金額÷保険料払込総額×100（小数点以下第2位を切捨て）で計算。
※2 総合医療特約（R04）の場合

参考情報：子育てに役立つサービスの提供

当社では、子育てに役立つ各種サービスもあわせて提供※しております。お困りの際にはぜひご利用ください。

※かんぽ生命契約・簡易生命保険契約の保険契約者さま・被保険者さま・受取人さまおよびそのご家族がご利用いただけます。

●かんぽ 健康・医療・介護・育児相談ダイヤル

夜間・休日も24時間年中無休で、健康・医療・介護・育児に関するご相談に、看護師、医師などの専門スタッフがお客さまのお悩みにお応えします。夜間等のお子さまの急な体調不良の際や育児でお困りごとがある際にお役立ていただけます。

●かんぽ 「くらのし税」の情報ダイヤル

日常生活における税に関するご質問に、税理士などの専門スタッフがお応えします。教育資金一括贈与や、こどもNISAなど、子どもに関する税制についても相談できるため、子育て関連の資金面での不安がある際にお役立ていただけます。

2. 普通養老保険「新フリープラン(短期払込型)」 10年払込20年満期養老保険(R07)の発売について

株式会社かんぽ生命保険は、2026年10月1日から「10年払込20年満期養老保険(R07)」を発売します。

保険期間よりも保険料払込期間を短く設定することで貯蓄性を高め、お客さまの“保障を得ながら資金準備をしたい”というニーズにお応えします。

「10年払込20年満期養老保険(R07)」のポイント

ポイント① 保険料の払い込みに係る負担を早期に解消！

- 10年で保険料の払い込みを終えることが可能です。
- その後も死亡保障は継続し、20年で満期保険金を受け取ることができます。

ポイント② 貯蓄性が高まります！

- 保険料払込期間を保険期間より短く設定することで、貯蓄性※を高めています。
- 死亡保障を備えた商品であるため、被保険者の万一のときに備えることができます。

※男性44歳以下、女性50歳以下で返戻率*100%以上を実現しています。

*基準保険金額÷保険料払込総額×100（小数点以下第2位を切捨て）で計算。

普通養老保険「新フリープラン」との返戻率の比較

(例) 基準保険金額300万円、加入年齢30歳、保険期間20年、口座払込みの場合

普通養老保険「新フリープラン(短期払込型)」 (10年払込20年満期養老保険(R07))			参考：普通養老保険「新フリープラン」 (普通養老保険(R07)) ※1		
性別	月額保険料	返戻率※2	性別	月額保険料	返戻率※2
男性	24,840円	100.6%	男性	13,170円	94.9%
女性	24,810円	100.7%	女性	13,140円	95.1%

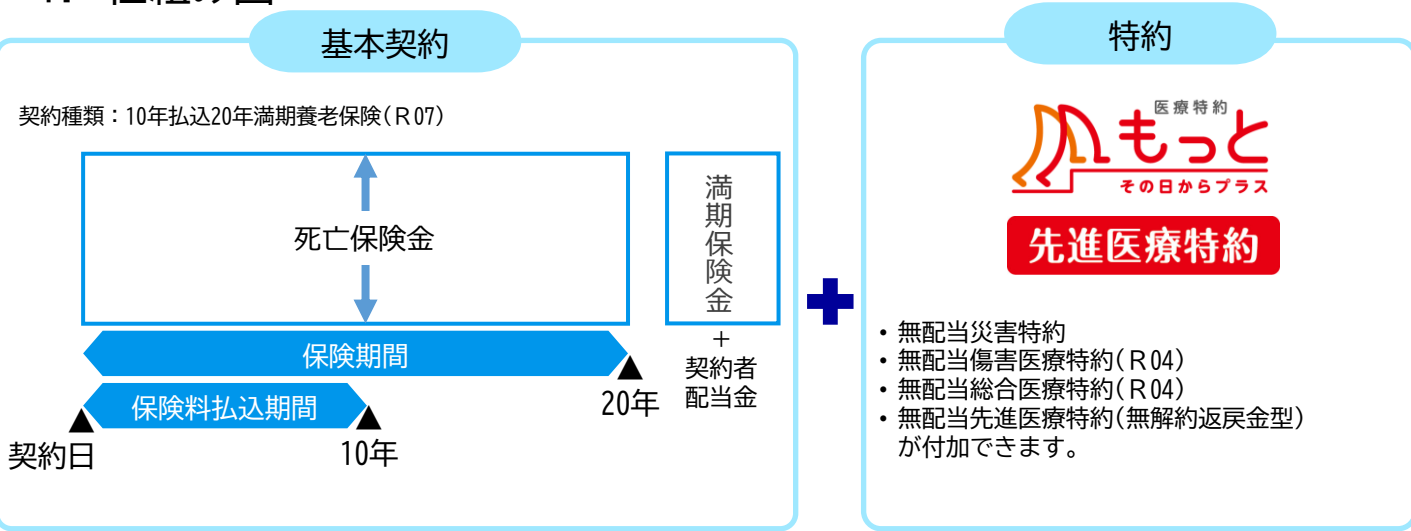
※1 保険料を全期間払い込むタイプの商品。

※2 基準保険金額÷保険料払込総額×100（小数点以下第2位を切捨て）で計算。



10年払込20年満期養老保険(R07)の商品概要

1. 仕組み図



2. 保障内容

種類	支払事由	支払額	受取人
満期保険金	被保険者の生存中に保険期間が満了したとき	基準保険金額	満期保険金 受取人
死亡保険金	保険期間中に被保険者が死亡したとき		死亡保険金 受取人
重度障がいによる保険金	被保険者が病気またはケガにより当社所定の重度障がいの状態になりその旨の通知があったとき		
保険金の 倍額支払	・ 被保険者が不慮の事故でのケガにより180日以内に死亡したとき ・ 被保険者が当社所定の感染症により死亡したとき	死亡保険金額と同額	

3. 主な取り扱い内容

	10年払込20年満期養老保険(R07)
保険期間	20年
保険料払込期間	10年(短期払)
加入年齢範囲	0～70歳
加入できる保険金額	100万円～1,000万円(10万円単位)※

※被保険者の年齢によって加入できる保険金額は異なります。

4. 保険料例

※基準保険金額300万円、口座払込みの場合

加入年齢/性別	月額保険料	返戻率※
20歳男性	24,840円	100.6%
30歳男性	24,840円	100.6%
40歳男性	24,930円	100.2%
50歳男性	25,140円	99.4%

加入年齢/性別	月額保険料	返戻率※
20歳女性	24,780円	100.8%
30歳女性	24,810円	100.7%
40歳女性	24,870円	100.5%
50歳女性	24,990円	100.0%

※基準保険金額÷保険料払込総額×100(小数点以下第2位を切捨て)で計算。

- 2026年10月1日発売の新商品については、当社ホームページでもご確認いただけます。
(URL : https://www.jp-life.japanpost.jp/products/new_release/index.html)
- 本資料は、保険募集を目的としたものではなく、商品の概要のみを説明したものです。
- 詳しくは、「商品別リーフレット」および「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」を必ずご確認ください。
- 本資料についてご不明な点がございましたら、かんぽコールセンターにご連絡ください。

株式会社かんぽ生命保険　かんぽコールセンター

電　　話：　0120-552-950

受付時間：　9:00　～　21:00　（土・日・祝日は17:00まで）（1月1日～3日を除く）